

## 平成 22 年度補助事業の審査・採択状況

1. 平成 22 年度の補助事業の審査・採択の状況は、別表のとおりである。
2. これらの審査・採択に際しては、次の点に留意して実施している。
  - (1) 事業の円滑かつ早期の執行を図る観点から、
    - ア 当初対策の事業については、公募により事業実施主体を決定し、事業実施要綱等を 4 月 23 日までに制定し、機構ホームページにて公表した。

なお、養豚経営安定対策事業については、生産者への機構からの直接交付方式がモデル実施されることに伴う機構法施行規則等の一部改正の施行日が 5 月 14 日となったことを受け、5 月 14 日に制定し、(6 月 24 日) 現在、事業に参加する生産者を募集しているところである。

また、継続事業を含めたこれらの事業については、全国説明会をこれまでに開催し、事業実施計画の早期提出に向けた指導、迅速なヒアリングを行っている。
    - イ 口蹄疫対策の事業については、
      - ① 農林水産省における対策の公表に合わせて、機構が実施する事業の事業実施要綱等について、速やかに制定又は改正を行い、機構ホームページにて公表している。
      - ② 機構職員を宮崎県の畜産協会に派遣し、口蹄疫関連対策に関する相談等に直接対応する体制を整備するとともに事業の円滑な実施を行っている。
  - (2) 事業実施主体の公募
    - ① 畜産業振興事業については、継続事業等を除く 17 事業について、2 月 24 日～3 月 26 日の間(より多くの応募者を募るため 1 週間延長)で事業実施主体の公募を実施し、3 月 30 日及び 31 日に審査委員会を開催し、事業実施主体の候補者を選定した。

また、口蹄疫対策に係る事業については、緊急に事業を実施する必要があることから、公募ではなく発生地域等において当該事業を実施可能な法人により事業を実施。
    - ② 野菜農業振興事業については、事業実施主体が事業実施要綱で特定されていない 1 事業について、3 月 1 日～5 月 10 日の間で事業実施主体の公募を実施し、5 月 20 日に審査委員会を開催し、事業実施主体の候補者を選定した。

なお、事業実施主体の公募、事業実施主体の選定結果については、機構のホームページ等により公告、公表を行っている。

(3) 事業の採択に当たっては、昨年同様、以下のとおり実施している。

① 施設整備事業については、費用対効果分析手法により採択する。

なお、家畜排せつ物利活用推進事業のうち総事業費が5,000万円を下回るたい肥調整・保管施設リース事業、器具・機材の整備等は、コスト分析手法により採択する。

② 施設整備以外の事業については、コスト分析手法により採択する。

なお、研修等の知識・技術の習得のための事業及び普及・啓発のための事業のうち、全国規模で開催するものについては、目標設定・評価手法を導入する。

(別表)

平成22年度補助事業の審査・採択状況（平成22年5月末日現在）

### 1 畜産業振興事業

注：「種類・件数」欄の○印は「費用対効果分析手法」、△印は「コスト分析手法」、☆印は「目標設定・評価」、件数は事業実施計画の承認件数である。

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
資源循環型酪農推進事業	指定生乳生産者団体等 (社)中央酪農会議	4月23日実施要綱改正	△
加工原料乳生産者経営安定対策事業	指定生乳生産者団体	4月23日実施要綱改正	△
肉用牛繁殖経営支援事業	都道府県指定協会 (社)全国肉用牛振興基金協会	4月1日実施要綱制定 5月28日実施要領承認 5月21日交付決定	△ 1件
肉用牛肥育経営安定対策事業	都道府県団体 (社)中央畜産会	4月23日実施要綱制定 4月23日実施要綱改正 4月30日実施要綱改正 5月21日実施要綱改正	△
養豚経営安定対策事業	都道府県団体等 養豚事業者	5月14日実施要綱制定	△
生乳需要創出緊急対策支援事業	指定生乳生産者団体、 全国の区域を地区とする農業 協同組合連合会	4月23日実施要綱制定	△

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
鶏卵需給安定緊急支援事業	(社)日本養鶏協会	4月12日実施要綱制定 4月23日実施要綱改正	△
多様な酪農経営実現支援事業	都道府県団体 (社)家畜改良事業団	4月23日実施要綱制定 5月25日交付決定	△ ☆ 1件
酪農経営安定化支援ヘルパー事業	都道府県団体 (社)酪農ヘルパー全国協会	4月23日実施要綱制定	△
牛乳乳製品消費拡大特別事業	都道府県団体 (社)中央酪農会議 全国乳業協同組合連合会 (社)日本乳業協会 (社)日本酪農乳業協会 (社)全国牛乳流通改善協会 (社)全国農協乳業協会	4月23日実施要綱改正	△ ☆
乳業再編整備等対策事業	農業協同組合 農業協同組合連合会 事業協同組合 指定生乳生産者団体 (社)日本乳業協会	4月23日実施要綱改正 4月23日実施計画承認	○ 1件
多様な肉用牛経営実現支援事業	(社)中央畜産会 (社)家畜改良事業団 (社)日本食肉格付協会 (社)全国和牛登録協会 (社)日本あか牛登録協会 (社)日本短角種登録協会 (社)全国肉用牛振興基金協会 全国肉牛事業協同組合 (社)日本家畜商協会 (社)北海道酪農畜産協会他 42 府県団体 農協等	4月23日実施要綱制定	○△
地域養豚振興特別対策事業	(社)中央畜産会 道府県団体	4月1日実施要綱改正	△

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
国産食肉需要構造改善対策事業	(財) 日本食肉消費総合センター 全国農業協同組合連合会 (社) 中央畜産会 (社) 全国肉用牛振興基金協会 全国食肉事業協同組合連合会 (財) 学校給食研究改善協会 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 (社) 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 (社) 日本食鳥協会 事業協同組合 農協連等	4月23日実施要綱改正 5月20日交付決定	△☆ 1件
食肉等流通合理化総合対策事業	(社) 日本畜産副産物協会 食肉生産技術研究組合 (財) 食肉生産技術開発センター (社) 日本食肉格付協会 (社) 全国食肉学校 (社) 日本養鶏協会 (社) 日本食鳥協会 農協 農協連等	4月23日実施要綱改正 4月26日実施要領改正承認 5月19日交付決定	○ △ ☆ 1件
食肉流通改善総合対策事業	(社) 日本食肉市場卸売協会 食肉卸売事業協同組合 全国食肉事業協同組合連合会	4月23日実施要綱改正	△
国産飼料資源活用促進総合対策事業	(社) 日本草地畜産種子協会 全国連 (社) 北海道草地協会他32府 県団体	4月23日実施要綱改正	△
家畜排せつ物利活用推進事業	農協、農協連等 都道府県団体 (財) 畜産環境整備機構	4月23日実施要綱改正	☆

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
	(社)中央畜産会		
畜産高度化支援リース事業	(財)畜産環境整備機構	4月23日実施要綱制定 4月23日実施要綱改正 4月30日実施要綱改正 4月30日実施要領承認 5月25日実施要綱改正 5月21日実施要領改正承認 5月28日実施要領改正承認	☆
家畜飼料特別支援資金融通事業	(社)中央畜産会	4月23日実施要綱改正	△
畜産特別資金融通事業	(社)中央畜産会	4月23日実施要綱改正 5月28日実施要領改正承認	△
家畜疾病経営維持資金融通事業	(社)中央畜産会	4月1日実施要綱改正 4月21日実施要領改正承認 4月23日実施要綱改正 4月26日実施要綱改正 4月30日実施要領改正承認 5月21日実施要綱改正 5月24日計画承認 5月31日実施要領改正承認	☆ 1件
肉骨粉適正処分対策事業	(社)日本畜産副産物協会	4月23日実施要綱改正 5月27日実施要綱改正	△
家畜防疫互助基金造成等支援事業	(社)中央畜産会	4月23日実施要綱改正	☆
国産畜産物安心確保等支援事業	(社)家畜改良事業団 (社)畜産技術協会 (社)中央畜産会 (財)日本乳業技術協会 (社)中央酪農会議 都道府県団体等	4月23日実施要綱改正	△ 1件

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
原皮需給安定緊急対策事業	(社)日本畜産副産物協会	4月23日実施要綱制定	△
子豚とう汰・出荷遅延豚緊急対策事業	(社)宮崎県畜産協会 (社)鹿児島県畜産協会 (社)熊本県畜産協会	4月30日実施要綱制定 5月24日実施要綱改正	△
家畜市場再開支援事業	(社)宮崎県畜産協会 (社)社団法人鹿児島県畜産協会 (社)熊本県畜産協会 (社)大分県畜産協会	5月31日実施要綱制定	△
学校給食用牛乳供給事業	都道府県団体	4月23日実施要綱改正	△ ☆

## 2 野菜農業振興事業

注：「種類・件数」欄の△印は「コスト分析手法」である。

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
緊急需給調整推進事業	登録出荷団体等	4月1日実施要綱改正	△
野菜構造改革促進特別対策事業	農業協同組合等	4月1日実施要綱改正	△